

□ 9
4120
1

初編

口 9
4120
1

福澤諭吉譯



童蒙之學 初編



明治五年
壬申季夏

尚古堂發兌

童蒙教草序

大凡ソ天下ノ事物一利アレバ必ズ亦タ一害ナキ
ヲ得ズ蓋シ其弊ハ分限ヲ知ラザルノ罪ナリ方今
我邦ニ西洋ノ說漸ク行ハルト虽モ其說ノ由テ起
ル源ヲ尋レバ大概皆外人一タノ茶話ヲ聞タル者
歟或ハ新聞紙ニ等シキ數卷ノ譯書ヲ讀タル者ニ
過キズ半解半知其一ヲ知テ其二ヲ知ザル氏ハ大
ニ事物ノ分限ヲ誤リ未タ一利ヲ得ズシテ先ヨ其
害ヲ見ルコトアラシク經濟ヲ談ジテ分限ヲ知ザレバ
利ニ走ルノ弊アリ窮理ヲ說テ分限ヲ知ザレバ天

童蒙教草

序

ヲ恐レザルノ弊アリ清潔ヲ貴ブトハ衣服居住ニ
奢侈ヲ極ル者ノ口實ナリ滋養ヲ重ンズルトハ酒
食ニ耽ル者ノ遁辞ナリ勇敢ハ乱暴ニ陥リ簡易ハ
粗嫚ニ流ル、等枚舉ニ違アラズ就中彼ノ洋學者
流ガ英亞諸國ノ史類ヲ讀ミ自主自由ノ趣旨ヲ誤
認テコレヲ放肆無頼ノ口實ニ用ル等ノコアラバ
其世教ニ害ヲ為ス一舉テ云フ可カラズ余輩竊ニ
コレヲ患ル一父シ依テ今コ、ニ英人「チャンブル
氏」著ノ「モラルカラス」ト題セル書ヲ翻譯シ
テ童蒙ノ讀本ニ供セリ願クハ後進ノ少年諸學入

門ノ初ニ先ツ此書ヲ讀ミ慎獨脩身以テ分限ヲ誤
ラズ次第ニ物ニ接シ人ニ交ルノ道ヲ明カニセバ
彼ノ經濟窮理史類百般ノ學モ其實ノ裨益ヲ為シ
テ弊害ヲ生ズル一莫カル可シ書成ルニ及ヒ英人
「タイトレル」氏ノ萬國史中ヨリ一章ヲ抄譯シテ序
文ニ代ル一左ノ如シ

我本國ノ為ヲ思ヒ其國ヲシテ義理ニ從ヒ自由
ヲ得セシメントスルハ慷慨ノ氣ト云フ可シ盛
徳ノ心ト稱ス可シ一國ノ人民此氣ヲ存シ此心
ヲ抱ケルハ禮義ノ風俗國中ニ浚洽スルノ證ナ

リ然リト虽此コ、ニ論ス可キ一事アリ凡ソ世
 ニ文字誤用ノ例少カラズト虽此其字ヲ慢ニ弄
 テ真ノ意義ヲ失スルノ甚シキハ特ニ自由ノ二
 字ヲ以テ最トス風俗敗壞シタル國ニ於テ自由
 フ唱フル者ハ必ズ放肆無頼ノ輩ニテ其放肆愈
 甚シケレバ其自由ヲ唱フルノ聲モ亦愈喧シ此
 輩ノ所謂自由トハ毫モ報國ノ義ニ關係スル所
 アルニ非ズ唯羈絆ヲ脱シ限度ヲ越ルノ意ニ誤
 用スルノミニテ真ノ自由ニハ非ザルナリ世人
 若シ其真偽ヲ糾サント欲セバ試ニ其首魁ノ私

ヲ顧ミ其黨與ノ行状ヲ探索ス可シ果シテ自由
 ノ假面ヲ脱シ放肆無頼ノ真面目ヲ發見スルニ
 足ラン故ニ云ク世上一般ノ惡風俗ト報國盡忠
 ノ赤心トハ同時同國ニ并立ツ可ラザルモノ
 リ

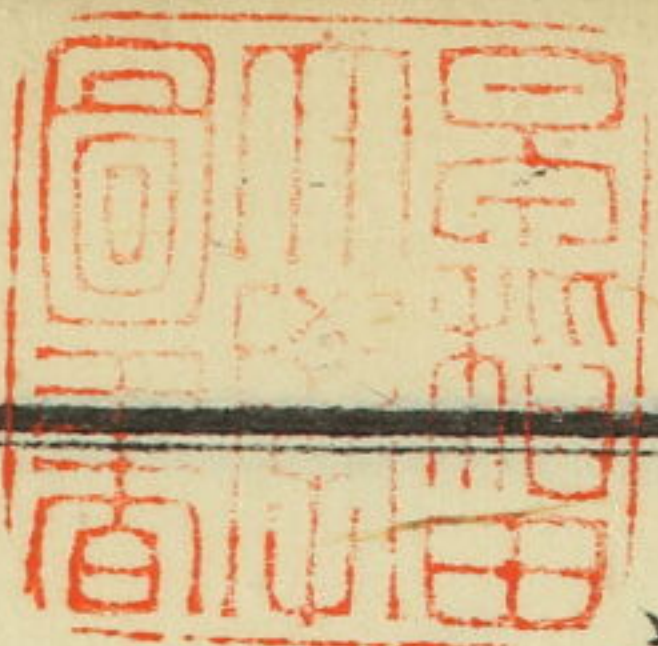
明治五年
 壬申三月

福澤諭吉

譯

初編目録

卷の一



第一章動物を扱ふ心得の事

① 子供と蝦蟆との事

寓言

② ぜいむとろべるとの事

③ は慈悲なき子供と顕微鏡の事

④ 牢内の罪人鼠と遊ぶ事

第二章親類の交る心得の事

⑤ 鼠その親を負ふ事

⑥ ろふ及びろまといむひのむとの事



は 歴山王母君小事の事

に ぶきでりき其扈從を憐む事

は 葡萄牙の兄弟死を争ふ事

第三章 貴き人小交り賤き人小交り心得の事

い ちるまの國の君はる人その事

ろ 主人の言兼宜しからざりて譏を受けし事

は 召使の女すりの事

に ぶらんこを及びその家来の事

は 忠臣其身を狼狽扱ふ事

第四章 働く事

い 百姓其子小遺言の事 寓言

ろ けし人魔法を仕ふ事

は 出精をる大工の事

に べんおやのふらんきり人の事

は 風阿里茶土が諺の事 ぶらんきり人の文

へ 閑ふして居らぬ事

と 將軍をびのらの事

第五章 自か其身を勤り自り其身を頼り一身の獨立を謀る事

い カの神と御者との事 寓言

ろ 麥畑の雲雀の事 寓言

は 貴族ろべるとの事

に 行けと来せとの事

第六章 狼狽さる事

い 火事の時ふ二人の婦人心得方の異なる事

ろ 麥刈る百姓怪我せし事

は 黒き種物の事

卷の二

第七章 物事小心を留め機を臨み變不應む事

い かせんち天文を語る事

ろ 亞米利加の土人肉を盗ぶる事

は 鼠王子を取る事

に 難船したる水夫の事

は 畫工の召使其主人を助る事

へ 十三歳の子供佛蘭西人を捕る事

第八章 謙退する事

い 假着したる鳥の事 寓言

ろ いさづくふりとんの事

第九章 禮儀の事

い ぺろーやの百姓の事

ろ 興吉利の人ちゆり人ふ行き一事

は 第十四世ろいもの事

第十章 飲食を程能る事

い 二足の蜜蜂の事 寓言

ろ ろいもころろの事

は ちやくいむきんの事

に 美味ハ粗食ふ在りとつふ事

第十一章 養生の事

い 濕氣深き住居の事

ろ 胃の病を療治したる事

は 若き男風を引き一事

第十二章 自わら満足をる事

い 黄金の王子を生む鶯鳥の事 寓言

ろ 青雲の大人不幸の事

は 御殿の鼠と田舎の鼠の事

に 貧院の婦人満足せる事

は 蝦蟆の仲間小君を立る事 寓言

第十三章 儉約の事

い 蟻と蟲蝨の事 寓言

ろ 英雄の人儉約をる事

- ① 質素儉約なる家内の事 とんまゐるの文
- ② 半兩金の價の事

卷の三

第十四章 仁の事

- ① 忠よん不己るどの事
- ② ひびつばいどふの事
- ③ 奉行とろもんどの事
- ④ 二一うまこの事
- ⑤ 羅馬の帝ちとこの事
- ⑥ 日々の職分の事

第十五章 怒の心を程能く物事不堪忍一人の罪を免る事

- ① こそきんとこの事
- ② 氣前より人の奇談の事
- ③ 堪忍を以て集りたる家族の事
- ④ 徳を以て怨み報る事
- ⑤ 海上の企の事
- ⑥ へりべるとこの事
- ⑦ とつびと蠅との事

第十六章 柔和なる事

い 風と日輪と旅人との事 寓言

ろ およりせふ不るとを罪人を取扱ふ事

は おいずん國の君はる不んその事

第十七章他人の物ふ就き誠を盡し事

い 盜賊雀の事

ろ みらんの門番の事

は 色をふるどの事

に もせもろをちやゆるどの事

第十八章他人の面目ふ就き誠を盡し事

い そこ色いとを害したる事

ろ へとんぶらひむの事

二編目錄

卷の四

第十九章他人の天然の通義ふ就き誠を盡し事

い 佛蘭西ふ於ておやけりの一揆の事

ろ とをまきらくとるく地人の事

第二十章職分ふ就き誠を盡し事

い 盲人と犬との事

ろ 將軍わーんとんの事

は 捌きの役人がまこい人の事

② 誠める人札人の事

第二十一章 借財ふ就き誠を盡る事

① 借財ふ就きの君の事

② 借財を返す事

③ 貴族あるまじりの事

第二十二章 鄙劣ふる利益を得るふ當り誠を盡る事

① 鄙劣ふる利益を得る事

第二十三章 物を賣買する事ふ就き誠を盡る事

① 律儀ある丁稚の事

② 焰硝を貯る事

第二十四章 約束を守るふ就き誠を盡る事

① むらび人と西班牙人の事

② 佛蘭西王およ人の事

第二十五章 益なき悪事を為さざるやう誠を盡る事

① 蜜蜂と黄蜂の事
寓言

② 象と仕立屋の事

第二十六章 信實を守る事

① 羊飼ふ子供狼と呼び事

② ろるべるととろるべんくの事

③ はらめりやぶるなるどの事

卷の五

第二十七章大量たきりかる事

にへきんうをくるの事

いちせどみやの君きみひてつおつりりきき評判ひやうばんを受うる事

ろうぬるきむとごどるひんの事

はようむうりつせろくの事

に若わかき画え工こう三人さんの事

は瘦すく犬いぬの煩わづらむむき事

へもろかの奉行びやうぎやうの事

第二十八章武勇ぶゆうの事

いふきひきだるそんぐの事

ろ瓦師かじの子こたむの事

第二十九章我わが本國ほんこくを重おもんむる事

いぎりひきの將軍しやうぐん船ふねを燒やかんとせし事

ろかきんの義士ぎしの事

目録終

目録終 其の... 龍家集 目録 十一

凡例

一 此書全五冊二十九章教の科を標題ニ掲げて其趣意を記
 一 一章の下ふハ又數箇条の例を擧て本章の意を明ふせ
 一 即ち其例ハ題の頭ふ(イ)(ろ)はのある―を附たるもの是
 あり

一 彼の國ふてハ人の姓名を記ふ名を先ふ―て姓を後ふ
 一 ざるの風あり故ふ書中或ハ其姓のを擧げ或ハ名のを
 を記ふことあり譬へバおよりトとんとんのおよりト
 ハ名ふてトとんとんハ姓なり是等ハ唯トとんとんと記
 しておよりトの文字ハ略せり

一 書中の假名の文字ふ右の方へ―のある―のあるもの
 ハ人の姓名なり左の方へ―のある―のあるものハ地
 の名あり上下の左右より―のある―のあるものハ彼の
 國の事物を原語のよりふ擧たるありなり

一 此原書ハ英吉利の出版中尺度並ふ通用金の名も英の
 法も徒へて即ち不んとハ英吉利の通用金の名ふて一不
 んとハ凡我四圓五十錢ふ當るこも紙二十ふ分け―もの
 をあるとんくと云ひ我二十二錢半ふ當る又このとん
 んとを十二ふ分けペふ又ハペんと云ひ一錢八七五三
 當る

故小人若一不圖一たる出来心かて斯る虫を殺さんとま
 ることつゞば則ち我身は立返り若一我身体より數倍大に
 ある怪物つゞて我を苦しむること今我この虫を扱ふが如
 くあつば其苦痛如何をううあふんと身引替て出のい
 さ成思ひ知るべし

牛馬犬猫もど飼むる食物を十分不與へ然る處居處は置
 き其取扱をよくして力不余るを其の仕事をして為さしむべ
 らむこハ其飼主の役前あり馬の既老たり飲或ハ働きて
 既疲れたる飲或ハ飼料の少くして走り能むざる者ハ安
 不鞭を加へ其進まざるを叱るハ主人の耻といふ處

人の食物不用る畜類を殺さハ差支あけきどもこれを殺
 さハ無益の苦痛を為さしむ處りむ畜類を引て市不や
 道もぐらもむごくあれを扱ふこと勿き殺まらば成丈け
 手早くま登し假令ひ牛屠る人おても心を用きハ仁の道不
 近くを得べし

① 子供と蝦蟆との事 寓言

蝦蟆つゞ住する池の邊ハ大勢の子供来りて池の中ハ小
 石を扱げ二つ玉の三つ玉のとして數百の小石一時水不
 ち蝦蟆の難渋ひとかあつ今も命危しと共心配
 たりしつゞ中ハ一疋の強き蝦蟆つゞ危き場合を恐るも

せむ水の面小頭を出して聲高らる小云ひ事りも巧く慈悲
 なれ子供哉如何で悪事を學ぶの速なる君の爲小ハ慰ナレ
 も我等が爲小ハ一命小關ることありよくも物事の道理を
 勘辨し給ふ座すと

③ せいむまとろべるとの事

せいむまとろべるとハ兄弟あり兄ハ七歳弟ハ五歳兄ハ性
 實くして其心意いとやさき子あり弟も子死子たきと
 も齡少あくしていよと博く物事を知らむ動もされバ人情
 小遠くしていよき舉動を爲むことわり或日兄弟連れて野
 辺に遊ぶ道もぐる籬の邊小鳥の巢を掛たるわり巢小居

る親鳥ハ人の来る小驚きて飛去る跡ハ兩人ハ其巢を窺ひ
 見ると小雛子三疋わりわりガバるるとハ悦び彼の雛子を取
 て我家小歸らんとせし小せいむまをこれに止て云ふく小を
 過ぎ一頃父上我小語り給つる小鳥の巢を取ら宜しあふ
 むと小鳥の其子を愛まらハ我父母の我等兄弟を愛し給へ
 るガ如し今其雛子を奪去りふバ親鳥の悲哀如何むらまら
 らん恰も我家小惡黨の来て我等兄弟稚き弟妹もやもか
 机で去りしに父母の悲を給ふが如くあるべし且又雛子
 ハ其親鳥の養育小由てのそ生長する者おまバ子供の手
 掛りてハ育ちがとれされバ今此雛子をさし置て其家とせ

る巢不在らしめ自在に飛で餌を求ふことの叶ふ迄生長せしむるは道理ありと懇に告ふはるべしとも今ハ初て合点ゆき小鳥でさくもむごく扱ふるは其の理を知り遂小兄の諫を従ひし

斯くとも知らむ右兩人の父ハ用事ありて籬の彼方小来り偶然兄弟の物語を立聞き其始末を見て喜不堪へ我子の側より走り寄其言葉を称し其舉動を譽り恩愛の情以前は百倍せし且兄弟の者へ告ふハ小鳥の悲むと喜ぶとハ先づ些細ある事不似たもども無益其雛子を奪ふんとす其子供の悪心不至てハ決して些細あると云へし實に此惡事を犯すハ慈悲の心なき微なりハ行末も亦罪を重てよきくむごき舉動を爲すこと推て知るを然る今此二人の子供既小鳥の巢を奪ふの惡事たるを知りしは其父の喜ぶも亦道理あり

は慈悲なき子供と顕微鏡の事

一人の子供あり蠅をあぶり殺しおして自かつ悦び或ハ其羽根を抜き其脚をむしり自由不動き得ざるを見てこれを悦び或ハ數十の蠅を集め一時おひしぎ殺して愉快おどし云へり其子の師匠とき心配してつらくしき舉動を止めんとすもども聞入るも或ハ言葉を尽して云ひ聞かせ蠅を

いづども苦痛ハ覺るものなり也且其命と其身の自由と樂
 ことハ天然ハ備りたるものにて蠅と虽ども人とはいへど
 も少しも異なることなりとの理合を説き勸まども意地の
 こり子あきバ更ハこれを耳ふも留免む蠅の七轉八倒を
 る有様を見て聊も其苦痛を察することあり
 先生の所持せる道具ハ顕微鏡と云ふものなり此道具ハ細
 かり物を太く見せ且目鏡あり或日例の子供を呼び美しく
 奇妙なる動物を見せんとて顕微鏡を窺ハしめし氣を付
 て見らしよ此動物ハ首より尾に至るまで黒きハ墨の如く
 白きハ銀の如く其毛の色澤も亦不思議といふ處一頭ハ二
 つの眼有りて眼の周囲ハ白銀の毛を生ト胸ハ二分を
 て其接ハ更互ハ相重なり惣身ハ羽衣を着一金襴の装を飾
 り王公大人の衣裳もこれ不及バぞと云ふれば彼の
 少年もこれなりつゝぬりて脈もども尚ほ足らまこハ
 如何なる動物なりや其名を聞かせ給へといふに任せて先
 生ハ顕微鏡の内よりこき紙取や其本体を示せば思も奇
 らぎ一足の蠅なり

に牢内の罪人鼠と遊ぶ事

往古佛蘭西の都「パリ」をたひりしつゝ城に入りて獄屋
 の代不用ひ國王の氣不叶しぬ者も直ニ捕て此獄屋

を口くち小くこくくて已あが住居すまゐの穴あなに歸かへりまり翌日あしたもくだんの鼠ねずみ又また来きりまればをとんを與あづふこと昨日きのうの如ごとく今日こんにちハ馳か走はせんとて牛うしの肉にくをも少ましく與あづつたう三日さんじつ目めも又また出いで来きりま次弟しだい小こ馴なきて忠太ちゆうたが掌てのひらら小こ載のりまのを喰くて恐おそるこ氣色きしきも何なにも五ご日じつ目めハ其その馴な深ふかいよく深ふかく我われ恩人おんじんの傍そば小住居すまゐせんと思おもひし小こや壁かべの隙間すきまの内側うちがは小こ来きりま穴あなを求もとめて居ゐるこ處ところを定さだまり其その翌朝あしたあさ早はやく忠太ちゆうたの許もとに来きりま一度いちど食事を終おりて何なに更さらとももあらく行いくこ次つぎの朝あさハ一いち疋ひきの友ともを引連ひきつき来きりまこハ其その牝鼠めねずみあらう此この牝鼠めねずみの来きりま始はじめハ頗おほく小こ用心ようじんをしるこ様子ようす小こて穴あなよりもやらうことあらう忠太ちゆうたハこれを馴なさんとしてをとんを

與あづへ肉にくを授たまげ彼是かとまれども兎角とくかく小ここを喰くまざうしがら牝鼠めねずみも彼か牝鼠めねずみガらなまくしくしくし人ひと小こ近ちかづくを見みて漸しんくこれを見習みならひし小こや折をりまハ出いでまんを喰くひ又走はりま穴あな小こ歸かへりま次弟しだい小こ憚おそるこ色いろも薄うすらぎて或あるハ牝鼠めねずみと食物じきじを争あふこと何なに時ときとして其その争あひし小こ勝かちま牝鼠めねずみの食くを奪取うばつこと何なにれハ牝鼠めねずみハ忠太ちゆうたの手許てのひら小こ来きりま事ことの次弟しだいを告上つげずて其その鬱憤うらくんを晴はさんとと求もとむ様子ようすを為なすこ小こ由よしりま代かりの肉にくを與あづふまさも悦よろこむこくこれを取とりま主人しゅじんの側そば小こ近ちか寄よりて様さまの物ものを喰くふガ如ごとく前まえめ足ありまて肉にくを抱かくしくしてられを喰くふ其有ありま様さまハ彼かれと此この言こと語ごとも通とりまることの何なにれハぬのま己ガ喰くへる食物じきじ

を相手の北小見せ誇り取らんとあつて取て見よ主人の手
 許近おれ防禦の備手厚しといてんむおその風情なり
 右の如く牡鼠ハ忠太の側近く物を喰て少しも憚ら模様を
 かましが牝鼠の方ハ其馴染いよど深からざして兎角小入
 を恐る様子ありされども自かた饑て同類の満腹をるを
 見らふ堪へざりしや或日忠太が牡鼠小例の食物を與ふ
 る思ふ思かけあく彼の牝鼠が突然として飛蹴り其食物小
 嚙付て取らんとせし小牡鼠も容易にこれを渡さどと逃ん
 とまをば牝鼠ハ力小任せてこを引き上を下へと組と轉
 びまろむりあがら穴へ近づき志をし勝負も見へざりしが

北の剛勇一方あつて遂小牡を嚙て穴の内小引込り忠太
 ハ此合戦を見物して獨り真を催し一時其身の縲綆小在る
 を忘れたるといふ
 斯くて日を経る小従ひ北も次第小馴染て忠太が掌ら小
 る物をも喰わど小あり夫婦の鼠睦しく折柄又一足の鼠来
 り此鼠ハ新参の時よりよく馴染て二度目小来りしは此
 其振舞古参の二足小異あつて既又忠太の兎を己が住家小
 定めて翌日ハ別又二足の鼠を連れ来り其後一七日の間は
 尚五足を増し今ハ鼠の數十足とあり主人と共小十一の家
 内繁昌賑々しく忠太ハ此鼠小各々名を付けて玉よ二

其名を呼ばば銘々不こまに聞かして種々様々の藝を為し
食事終まば舞ひ躍りあどして主人の側不付纏ひ恰も仲よ
き家内不て孫子の戯るるが如くあり忠太の悦び譬を方か
く最早獄屋の艱苦も忘れ慈悲方紀浮世不日を送らんより
やさしき鼠不交りて情け多し物本意あきして二年斗りの
其間ハ快く暮せしが其後又牢内不て部屋を移まると何
て忠太ハせんかとなり此鼠を残し置き涙を流して別を告
げたりとぞ是不由て考ふまば人間萬事友あきと不ど苦しき
ハふし獨りさびしく暮まると紀ハ友を撰ばば違何とぞ故
平日ハまたあき獸とて賤しめ嫌ふ者不ても時としてハ人
の用を爲し事あり如何で罪あき動物を無理非道不扱ふ可
らんや

第二章親類不交り心得の事

親類好身の者不交りハ深切を尽さざれば辱りしむ父母兄
弟ハ親類の中不て格別たらしものあり我身の稚き時はハ父
母我不食を與へ父母我不着物を着せ千辛萬苦心を用ひて
我を教育せり若し父母の恩愛ありせば我身ハ早く命を
も保つこと能わざりし苦あり故不人の子たる者ハ父母の
大恩を忘る辱めしむ父母を親まざり辱りしむ父母の爲不
力を盡さざりしむ父母道を以て我不命を失ふこと可

唯其命不從ふりもあつてこれを聞て悦まざるを慮らるべし
 兄弟一同に竈の食を喰ひ同に遊戯して父を共におもはせ
 共におもはせ一家お生長したる者おまは互にお相親しむべし
 若し然らざれば兄弟の仲ならず喧嘩おどまらざること所も
 世の中の善人ハ其舉動を見てこれを嫌ひこも汝惡之天理
 お甘く惡人として親しむ者ハあつるべし且又兄弟睦まじく
 成人の後相互お其幸ひを受くべきが中人お稚き時よ
 其心を用ひて何事も由らむ互お情を深くまじく
 人の賤しと嫌ふ獸を見ても親孝行の教したるこも何れも家

①鼠其親を負ふ事

倉船お鼠の數次弟お増して大に被害を為すことあり
 斯の場合お鼠をとて用ひて或ハ毒を以てこを殺し
 其害を除くさるる處より或時亞米利加のにうよりくより
 葡萄牙の王お不んに酒つるお行く船中俄お鼠の數
 ふえて船の食料を喰ひ道具も疵付け害を為すこと甚だし
 けき船の者ハ大に怒りしき機會を得てこれを待たさん
 と変定し船も無難お王を不んに港お着りれハ船將の差圖
 おて船の底に硫黄を燃し其煙お堪へざりて方々の穴より
 逃去る鼠をバ殘らざりて殺せしが後お残りて一疋の鼠其背
 お大なる鼠を負ふて甲板の上お逃去り船の人々ハこれ

を異に見る小甘は在る鼠は白き毛を被り眼も見へざり老
 鼠をバ扱こせ此老鼠ハ彼若き鼠の親なるべしとて忽ち
 慈悲の心を生じ假令ひかざらば獣おても其親ハ孝行を
 盡す有様を見てハこれを殺さず思ひき二疋共ニ命を助け
 て其場を逃がたりと云ふ

○阿むひのむまの事

火山ハ其頂きハ洞穴ありてこれより煙を出し焰を噴き
 時としてハ大石小石或ハ石土おどの解たり熱湯を噴出
 て恐ろしき害を爲すをのかり伊多利の[あ]く[ま]急とあ
 いふ山あり歐羅巴第一の火山あり今を去ること數千年或

る時此火山の破裂せしことあり一天俄ハかきくをりて山
 の頂きより火焰を噴き土石を飛ぶ火の粉ハ八方に散
 りて天を覆ひ恰も火の雨の降る如く人家をとり人を
 殺すこと其數を知らず近村の人々ハ此天災を道きんが為
 各其家の重寶を負ふて思ひく小立退きしや中ハ阿ふ
 ひのむま及び阿むひのむまといふ二人の若者あり其負ふ所
 の品物を見り小餘の人とハ大ハ異あり二人の背ハ阿ふ
 のハ金銀財寶ハ阿むまにして年老く親あり世の人々其舉
 動を譽む者なく其心意ハ感心せざり者ありとて阿む
 此二人の立退きし路ハ幸ひ小して火の粉の降ること

かく火山の騷動鎮し後不近邊の地ハ盡く荒き果て草
 木の苗も盡きたる不唯此二人の通行せし惠の天災を免
 かきて田畑も旧の如くなり不由其時代の人の固より
 無學ふして安小物を信ぜるとハ虽ども其心律義をば彼
 の田畑の無難ありしハ兩人の孝徳天不感通せし靈驗あり
 として一心よこも信仰し此土地を孝徳の畑と名けて萬代
 の末不至るよでも其譽を遺せり

④ 歷山王母君不事事

父母の心宜しからざる無理をよふとも子たる者ハこれ
 不堪へ忍びて尚も孝行を盡さばばばば

往昔よせど不や國の大王は色きさんどる 歷山王の母君

ちうんひつをハ性質姦しくして温順あらず大王をして心
 配せしむるハ度々のことあれども王ハ常不逆らハざして
 こまふ事ること厚し亞細亞洲を征伐せしるは敵地より
 不捕の品物を母君の許へ贈り其時の手紙不留守中國の政
 事ハ大臣はんちへ以てし仕せ母君不て彼是と世話し給
 ふこと勿もとの趣き成申贈し不母君より返書ハ嚴しき
 文言不て迎も大王の意不順ふ様子何れぞども王ハ
 堪忍して怒の色を顯さず再び母君へ贈り返書の中不も絶
 て荒々しき文句を用ふことあり其後母君の慢心より増

長して國家の大害を為さんとせし時、つんちべいつんちべいといふ
 歴山王の書面を上つて、母君のこころ小付痛く訴へ、おれおれは
 大王ハ其書を開き見て、更ニ驚く氣色もたず、つんちべいつんちべいといふ
 未だ朕が心を知らざれば、斯る書面を幾百通贈ると
 も母の涙の一滴を灌げば、其字を消して、又古と為さず、た足
 りといふ云へり

① 不きでせき其扈従を憐む事

普魯士の大王不きでせき、或る日其居間小居り、鈴を鳴らし、
 て家来を召したもども返事する者なき、小由り親か襖を
 開き見れば、兼て扈従の役を勤る一人の家来椅子小寄り、
 膝よりこれを取り、こことして側小行き、こ扈従の被より手紙と

お不き書付の端見ふも、ふ不圖好事の余、こ其中を見て、
 らんものをと思ひ物静小こも、こ取て開き見れば、こ在處の老
 母より扈従へ贈りたる書小て、こ其文言の大意、こ多りぬ給
 金を介ちて贈り、こ一段黍け、こ老の身の我等を助るや、
 小き心底ハ禮いふも、こ尚り、こ何事汝の為、こ天の幸いを
 祈ると記せり、こ王ハ其終居間へ返り、こ金子を一包、こして其手
 紙へ巻き扈従の杖小入、こて復居間へ入り、こ強く鈴を鳴らし、
 おれハ扈従ハ驚き、こ睡を覺り、こ御前小来り、こ小君の仰、
 汝ハよく睡するとの言葉、こ扈従ハ恐も入り、こ頻り小詫を述

して手持不沙汰の余り手を杖小八をバこハ如何ハ大金の
 包りこも取せしめて面の色も死せしが如く涙と共小一
 言の言葉もあふふませりぎハ態とそしらぬ体おて何事か
 うや痛鬼おても何うやと尋ね給ひし小庵徒ハ君の足下は
 打伏し何人の所為小や我身小悪名を被らせて罪小陥いさ
 んとの悪計此杖の金ハゆめく身小覺あき品ありと云ひけ
 きハ大王笑を會ふ汝恐るること勿き天ハ睡眠の間小幸い
 を授ること何う此金ハ汝の母へ贈り朕の名を以て汝が母
 の幸いを祈む此行未小至るても汝母子の二人ハ朕が心
 小留て扶助せむとありと云ふ

（ほ）葡萄牙の兄弟死を争ふ事

今を去ること三百五六十一年の頃小ハ葡萄牙の勢ハ盛ん小
 して世界中の鬼々小飛地の領分を支配し中亦東印度の
 小ふといふ鬼々ハ高賣繁昌の場所あり或る時葡萄牙の都
 小不んしり數艘の賣船出帆して小ふの方へ赴き去るに
 中亦乗合千二百人計の大船一艘何れも帆の始ハ順風を
 取て一ガ亞非利加洲の南あり喜望峰を廻りて北東小航を取
 り直し印度の地方を指して去る海上小て水底の岩小乗上
 げ忽ち水船と為りて今亦沈んともる有様ありハ船將
 ハ手早く端舟を仰し有合の食料を積込て乗合の人十九人

と共小此小舟小飛乗り際限もなき印度の大海小乗せし
 るさきども此小舟小ハ磁石の用意はるさきバ舟の方角も
 定むるらるるを食料もたえざるて僅に露の命を存ふるを
 飲水の用意ハ固く一一滴もふく唯雨の便小生死の運を任
 せて何患ともふく漂ひつゝ彼の本船の方を跡きバ跡は残
 りし千余人其行方も白波小沈みし船の痕も見ざいと物も
 ござ心地なり○二十人の者ハ命を限る小船を漕ぎ其艱苦
 警ん方おし四日の間のちこちと漂ひし方れども更小地方
 も見へず船將ハ平生より身の作て弱く此艱難不堪へむ
 て其日遂に落命せしが跡は残る十九人今ハ重立ち差囚

る者もふく皆口々小自分の所存を述べて更小議論の止
 むことおまれば一同相談の上小其内の一一人を撰り船將
 とおし萬事此人の命小従ふを一と約束を定めたり斯くて
 追々日數も重なり食料ハ次第小減むる小付船將より説を
 發してソふらふハ限り食料を日小喰盡して共小空しく
 餓死せんらせめて今より覺悟を極め此人数の半分小
 り命を全ふる道を求めて惣人数一様小鬮を取り其順番
 小従ふて一より三五より七と三人づつ省き四番目小當り
 一人々を海小沈めて食料の儉約を為さバ如何と相談しけ
 きバ何も此義小同意し惣人数十九人の内小僧一人大工

一人の僧ハ此人々の最後を見送る役前ありバこれを殺
 せり大工ハ舟の破損を繕ふ職ありバ此亦殺せり
 らむとて先づ此兩人を除き又船將も獨勤の役ありハ右兩
 人の者と同様小鬮の仲間を除く事いと云ひありバ船將ハ
 容易小鬮へも稍暫く押合ひたきども遂ハ大勢の説小從
 て鬮を外き全く鬮を取り可き者十六人其内小死を屠き者
 四人の割合とあり
 叔約束の如く十六人の者ハ死すの鬮を取りてこれ當り
 四人の内三人ハ既ハ最後の覺悟を爲して死小就き一が
 四人目の者ハ第一人の如く同船にあり巴兄の海に乘ら

せんともをを見てこれ小抱付き兄上ハ妻子も何れ外ハ
 又三人の妹すども世話し給ふ身の上我等ハ獨身のことも
 假令ひ今死すとも死後ハ難渋する者も何れも何
 卒君の身代小立て給へと涙小むせびひきり小兄ハ其情
 小感して共ハ涙を流し身代小立たんとハ深切ハ辱けあり
 と虽ども人を殺して身を救ふハ大惡不道にして親しき弟
 を如何で我身小代ふ事やといへど此方ハ聞ゆべきは兄
 弟互ハ死を争ひしめても何れも見へ事ハ船中の人々も
 其間ハ這入て争を解うんとそれども力不及ん唯傍
 觀のこ稍暫くして兄の云ふよハ迎も叶ふね我命あり

バ死後妻子の養育ハ汝小頼之且我家産を以て妹の世話を
汝小任まべしと懇小理解されども更ニ兼知居る様子
あまれば今ハ兄もせんかたなく不本意あがり弟の心不
任せて遂小こき代海小投下り
此若者ハ兼て水練の銘人あは忽ち舟小游付き其舵又取
付き小舟の上より鉞を以て其手を切放し又水は落ちた
きども暫く呼吸を次ぎ其片手小て舟小取付く處を又鉞小
て切放さき最早望も絶果ぬきども尚も水小沈まぬ拳小
き手と足とふてく体を支つて面どけハ水の上小見ゆる
手の切口よりハ紅の血を吹せ今小絶えらんとも其

有様ハ突小目もろくらぬ次第あり船の人々ハこの風情
を見て又其人物のやさしき心底を考ふま誰の心を痛め
ぞん船中一度小聲を揚げ彼人を助るも唯一人のこと
こき代助けよくと言兼と共小舟を近づけこき代引揚て
介抱あり其夜も終夜潜ぎ通し翌曉小至て始て地方を見せ
せり鬼ハ亞非利加洲のもぎんびくあり船中一同の悦び思
ひ見る處先づ此地小上陸し本國も後小望帆せし類船
を待合せこき小乗て難なくこふと着せしこふ
右ハこきこりてんとつ人の紀事あり此人ハ當時もぎん
びく小居る現小此漂流人小面會し其物語を聞し人あり

第三章 貴き人小交り賤しき人小交り心得の事

世の中の仕事小難きし易きとの差別有り易き仕事を為さ
 小ハ格別の才智あくし叶ふ事あまども難き仕事を為さ
 ん小ハ才智もなかりつべわらば又其道の執行をせざれば
 かつむ其難き仕事を為さ者を名づる身分重き人と云ひ
 易き仕事を為さ人を名づる身分軽き人といふ是即ち貴
 賤の別あり故小學者医者あどハ大抵才智有りて幼少の時
 より其道の教を受けたる者あまバ町人より身分重し町
 人ハ又其商賣を為さ小學者医者あどハ才智ありて叶ふ
 事あまども日傭人足小較むハ其身分重し日傭人足あま

の仕事ハむづかしいきこともあく唯手足の力を用ひて町
 人又ハ職人の内小ハ元手を多く貯へて大勢の人を使ふ者
 ハ世の為小大あり仕事を為さゆへ其身分重しといふべし
 又田地を多く所持し其地代小て活計を立る者有りこま成
 地主と唱へ矢張大町人の類し其身分重しといふべし又
 宗旨の事小関り教化を宜しガ為小身分の重き者有り國の
 政事を評議し公事訴訟を捌くガ為小身分の重き者有り即
 ち寺の坊主政府の役人あどハ類ハ身分重き者なり
 右の次第小由り世の中小格式位ありものや来て此人ハ彼
 人より貴しといふこと有り故小世の人々自分より目上

の人も何れも目下の人も何れも或ハ自分と同ト格式の人も何
 り故ハ賤しき人ハ貴き人ハ對してこそ敬ふこと固
 當然の理あり殊ハ其相手の貴人たる者其身代の富めるが
 為ハ貴き人何れも其才徳人ハ勝る或ハ重き公用を勤
 らが為ハ貴しと何れも取分てこそ尊恭を盡すべし然る
 ども此尊恭を盡すとハ身を賣てたる者の主人ハ仕ふるが
 如くたるの趣意ハ何れも又目上の人ハ諂ひ諛りの趣意ハ
 も何れも何程賤しき者ハ先づ自分の身を重しとてこそ
 を大切ハせざる處あり既に我身を重しとてハ犬猫の
 人ハ媚び戯るるが如く同類の人ハ向て賤しき舉動を為す

可きや固く自から禁ぜざる處あり
 身分重き人ハ目下の者ハ對して安ハ其尊恭を促すことあ
 り却てこれを丁寧ハ取扱ふ處ハ貴き人ハても賤しき人ハ
 ても重きと輕きとの差別こそ天地の間ハ生色し人と
 して考ふも同一世界の兄弟ハ銘々身分の劣者ハ
 故ハ貴き人の方より上を敬ふ人と責むハ賤しき人の
 方より亦下を敬ふ人と責むの理あり自分ハ位貴しとて
 目下の者を安ハ下げりめ賤しんば唯己が其高位ハ居
 座る程の價あり徴あり自から身の耻を示さず異あるは
 貴き位ハ居て常々下人を罵り付け其心中を誅することをも

得せしめざらばハ必だ不平を抱て上を見ること仇敵の如くまゝのあり

家来とハ給金を取て定りたり 期月の間主人の為ハ勤く者

あり故ハ家来の職分としてハ此働を為し且其主人を敬ふ

至し主人の職分としてハ其家来を深切ハ取扱もざる處り

らば都て家来を召使ふハ容体らしく構ハ權柄を以て追

使ふより情を付けて丁寧ハ扱ふべし然らばハ家来も必

ず主人を親しめてよく骨を折る唯給金の為ハ働くの事ハ

何らぞし親しき情合を以て勤るよふあり月のたう情

深き主人の為ハ家来の一命を抛つこともあり古今其例

少わらば

文明開化の國ハてハ家来を抱るハ大抵一年を限として此年

期を終るハ平人ハ返して其身分の自由あるハ主人ハ異ふ

らば然もども國柄ハ由てハ是れいと唱ふる奉公人を使

ふこと何れもをいふとハ其身を主人ハ賣り主人の勝手ハ

使もつて奉公人といふ義あり此奉公人ハ多く亞非利加洲

より連も来る黒奴ハて主人の扱甚だ宜しかりを恰も牛馬

の如くこれを賣買し子を生むハ其子も亦是れいと云

主人の思ふ終ハ召使ハ當人より身受の金を拂ふよをハ其

身の自由を許さば抑も人として是れを行使ふべき理ハ

何ぞぞも若し此天理不戻てこれを召抱りこと何とバ
成すべき大け深切を盡しせめて其身の不韋を軽くし
これいふ不ても恩何ぞ主人の為不ハ忠義を盡さるの事

いふに國の君何ぞ不んその事

あつていふに兩國の君何ぞ不んそのハ其國の民百姓を
惠し寛仁大度の評判何ぞ一人たり

あつていふに國不於て合戦の時敵は妨げらばて河を渡りこ
と能く終日河の畔陣を取て兵糧の盡きたること何ぞ

一日暮不及び一人の歩兵蒸餅一切不ちいま牛の乳不て
を附け大根を一切添て持來り其日の有様不てハ此品物

ハ余程結構あつて馳走もども何ぞ不んそのハこもを辞退し

て云く數萬の軍勢今朝は食事せし者なくして其勇
きことハ余は異あることなり然し不今我獨り此馳走を受

る不忍びごと

又或る時何ぞ不んその獨り馬不乘りて不んを不やといふ
を通行せし小荷駄馬を牽いて傍を行く者何ぞ其

馬誤て深き泥へ足を踏込てたきバ馬奴ハ力を盡して引
さんともまきども叶はば往來の人不助を求まどもこれを顧

る者も力き不由りたま其側不騎馬の人不在を見て國王
とも知らざこれ不加勢を求めらば何ぞ不んそのハ直不馬

下を彼の馬奴を助て其馬を泥より引せし事既小終
後馬奴ハ始て其人の國王たるを知り大に驚き王の前
小平伏して頗る小詫しけしハ王の云へる小ハ汝ハ唯人小
加勢を求たるのみを罪を犯したる小非ざるハ詫も敢小も及
とぐと此風聞世間小流布し以前より國王小敵對せし者も
自から歸服したるといふ

○主人の言葉宜しからざりて議を受けし事

所んそんといへる人東國小旅行し家小歸りし時其旅行
小召連せし家來暇を願ひけしハ主人ハこまに怪し何故斯
く俄小暇を求るやと尋る小家來の云く長き旅中ハ様々の

用事も何れ又危き艱難も少あからざり此用事艱難ハ一様小
主従二人の身小關りしことあるども此事小付主人ハ唯權柄
を以て云付るをわがせてやさしき言葉としてハ一言も聞
ことあり此度暇を求るの趣意ハ唯此一事のそおて外小子
細り何れぞと

○は召使の女[子]の事

阿爾蘭の貴人小二人の娘を姉を名みしといひ妹を不
せんびといふ姉妹共小をふるその國小來り草舎を結て
住居し本國より連來りし召使の女[子]といはる者と主従
三人小て睦しく日を送る此[子]ハ幼稚ときより兩人

一事一性質律義小して主人小深切を盡し生涯奉公して身
を終り者あり兩人も亦[]を親しと其父の有様主従と
ハ見へざして恰も仲よき友達の如し三人の婦人追々老年
小及ぶと此主人二人の工夫小て三角三面の石碑を作ら
んごるせんといふ寺の境内小く修葺建て三人共死後ハ此
石碑の下小埋し其面小碑の銘を記るを積あり斯く歲月
を送る間小召使の[]先づ病死しけむバ約束の如く此石
碑の下小葬り主人二人小て碑の銘を作り石碑の一面小こ
ま成彫付あり其後數年の間小主人も兩人とも病小羅て
死し何れも彼の石碑の下小葬りて三人其穴を同ふし石碑

の三面小三人の銘あり此有様を見る小三人の身分ハ固ま
り同トかゝる其ハ家来小して其二ハ主人ありさきども
家来より深切を盡せば主人も亦これを重んじ誠を以て互
小縁を結び死後小至てハ少しも貴賤輕重の痕を見ざら
り
英吉利の國王第三世「およろト」といふ君の御代小一人の宮
女あり御殿小宮仕しそ心意やさしく君小忠義を尽せし
バ其死せし後小至り國王の命を以て石碑を建てしめし
小碑の銘を記して親愛追慕の情を表したるといふこと

② ぶらんこに及び其家来の事

往古羅馬むらこに於ておんおくたぬれれびどままりんとおんおまの三人さん政せい府ふの權柄けんぺいを握にぎりてとき其以前きよんぜん大統領だいとうりやうたりしぶらんこには禍わざはひを避さぐまぐあつ出奔しゅつほんしたるよ由よしり政府せいふハ其家来そのけらんを捕とらへ拷問がうもん小ちおけ主人しゅじんの所在しやうざんを尋たづねまども白上しやくじやうせば政府せいふハ益怒えきどて又新またあたら又拷問またがうもんの用意よういありを聞きき傳つたへぶらんこには斯かる忠臣ちゆうしんを殺ころして自みづから死しを免まぬるをうろろとせば乃すなはち自みづから名な乘りて刑罰けいばつ小ち就つふこと代訴だいそ出でるまば政府せいふの人も其君臣そのくんしんの義ぎ氣き小ち感かんずて遂つひ小ちぶらんこに甚たの罪つみを免まぬりたるなり當時たうじ天下てんかの人ひとこれを評ひやうして云いふは唯ただ此君このきみ小ちして此臣このしんあり唯ただ此臣このしん小ちして此

君ありと

③ 忠臣其身を狼小投る事

歐羅巴洲おうろぱしゅうの東北とうほく小ちありかまをしやんの山やま小ちハ狼おとこ多くおほ殊こと小ち寒氣かんき甚ただしき時ときハ其勢そのいきほひ猛たけくして人ひとを害がむることあり頃ころハ千七百七十六年せんしちひゃくしちじゅうろくにんねんの冬ふゆ不ふどまきとつくるき貴族きさう其與方そのあつかひと共とも小ち壞地利くわいぢりの都みやこらぬんおよりからこうへ行ゆくときざとぶるの近邊きんぺん小ちて一群いっぐんの狼おとこ小ち逢あはして此君このきみハ道中みちちゆう二人ふたりの家来けらんを召めい連つきが此日このひ其一人そのひとりハ宿次しゆくじの馬うまを用意よういしたる先さき小ちとぶる小ち遣つハし今一人いまひとりの家来けらんの馬うま小ち乘のりて主人しゅじん夫婦ふうふの馬うま車くるま小ち從したがへ然るは彼かの狼おとこハ次第しだい小ち人ひとに近寄ちかよるは付つき主人しゅじん

小請ひ已が乗る所の馬を解て狼と與へこれを喰ふ間此
 場所を駈抜けあば如何と云ひけき主人もこれを許せし
 小由り乃ち主人の馬車の後の方小飛乗て自分の馬を放ち
 一々バ數十の狼ハ忽ちこき小飛撲り生た馬を徹塵小喰
 裂く其間合小馬車の三人ハ馬小鞭ち最早程近くごとふる
 小馳付んものをと氣を急げども馬ハ疲れて走ること能ハ
 ぞ狼ハ既小一疋の馬を喰ひ其生血の味を食しめ益り
 だち今小も馬車小追付んとも勢小て進退ら小窮りの
 場合小至り彼の家來の云へる小今此難を遁り小ハ唯一
 の路ありのこ然自から身を投て狼ハ當らん我死後ハ君

よく我老父と妻子とを養ひ給ふや我身狼小喰しる間小
 君ハ逃げ給ふべしと説破語り口上小主人も斯くと返答
 の言葉ハ口小出乗一ダ逆も今三人共小助かるべき路ハ
 らむされバ外小せん方りとして心なむむり家來の意小任
 せて死後小ハ必ら其家族の者を扶助とぐ一の難を誓ひ
 けをバ其言葉と共小馬車より下りて狼の餌とあむ主人
 夫婦ハ危き場合を逃のびて難なくごとふる小着十歸國の
 後ハ約束小従て此忠臣の家族を手厚く取扱ひしといふ

第四章 働く事

造物主地球を造りて人の快く生き存ふるため小入用あり

品物ハ盡ク此地球ハ生じざる苦の仕掛ハありたも人も
 の力を用ひて天を助けざれば此品物も甚ど少一或ハこと
 りも人の力を加へざるは其物の用を為さざる五穀を得ん
 とするハ種を蒔てこそ河川らぞ流可らる金銀の器を作ら
 ずハ其地金を山より掘出してこそ伐製せざる雇うも及
 物を作らば毛麻綿を紡ぎてこれを織らざり雇うも及此
 等の仕事を勉む由て人々の身代をもよく一随て一國の
 富をも致さる故ハ身体弱くして仕事不堪へざる者歟或
 ハ半苦のくれば働いて既ハ富を致せざる者歟此二を除くの外
 を凡そ人として食物を食ひ衣服を着る等已ク願ふ所の物
 を得んとすむを自分も亦世間のためハ働さ一人前の仕事
 を引請ざらざるを

一國の人民仕事を為さざりて生息しよハ日を送る野ハ
 生ふ草木の實を拾ひ山ハ住む鳥獸の肉を食ひあどる者
 を蠻野の民といふ亞米利加の土人亞非利加の南の方及び
 南の土民等是あり此土民等の有様ハ實ハ
 傷てしきものにて平生してもろろ死に衣食を得ず饑饉
 の時の用意も何れも折々ハ餓て死する者あり斯る蠻
 野の國にてハ人の數極て少く英吉利の一里四方の土地ハ
 人別一人より多かるを

國の人民仕事を勉むる其暮向の有様も、地方に赴き牛草を飼ひ田地を耕し家を建て、これに住ひ船を造り他國の産物を取寄せ朝夕の便利を達し生涯の安樂を受つたも、蠻野の民は此味を知らざりありこれを一口に云へば人の福と禍は其仕事を勉むると勉めざるとの割合に在りあり日耳曼、瑞西、佛蘭西、荷蘭、英吉利の人ハ世界中に最も仕事を勉むる民あり故に其暮向の有様も亦世界第一あり此諸國に於てハ一里四方の土地に百人乃至三百人の人別あり右の次第に由て考むるに國の人民仕事を勉むるに人別も増して樂多くこれを勉むるに人別減して苦ハ多きこと明あり

右に云へる議論ハ唯國々大勢の人を以てたまはるのみならず一人の身の上かても同様の訣あり人と為して此世に生るは何等の仕事をも勉むるに兎角同類の人間世界の為し益を為さざるとを知らざり者ハ自れに禍を招て困窮し陥る者といふべし都て職業あり人ハ其事に出精して耻を知り義理を重んむると否ざると小由り丁度其割合に應じて身の行末の浮沈も何るのたより

耻を知り義理を重んむると人
の為人たるを知り同類の人間世界
の為し益を為す抑も天ハ濫し福を授る者ハ何れも唯人々を
して自れに働いて此福を取らむるの仕掛を設け且人の此
働を為し小當りこれがため福を得ると得ざると小拘らざ

唯其働のこふても自ぬ當人の益を為し當人をして愉らむる趣向を設けり譬へハ人として身と心とを使えざれば必だ身体を達者おまると能て働の人お益を為る證據あり又身と心とを使えざれば人お樂有し働の人お愉き證據あり然もども亦一方より論むれば何れも強く働き以てを嚴しく勉強をるハ却て宜しからざる人の働其度を過まば体の力を用ひ尽して病を起し身を懈らせし未よりも却て其どしき禍を蒙ることあり一般の説お七日お一日の休息を取て毎日十時の間働けば丁度人の身体は相應る

百姓其子お遺言の事 寓言

或る百姓病お懼て全快の程も覺束あきお至まつらく死後の事を案して農業ハ我生涯勉めし仕事おまば子供等へも此業を継がして出精させたまふと思ひぬまば乃ち工夫を運らして兄弟の子供を呼び遺言して云く汝等へ遺物をして與ふる物ハ我田地と葡萄の畑とあるを汝兄弟おて寄合お保つべしされども此田畑を決して他人の手お渡るを欲らざる其子細ハ田畑の外お余ハ別の寶物を所持する哉も計を難し若しとまらば地面の下一尺より深りたる處へ埋め置きし苦なりと

子供等ハ此遺言を聞き病人の寶物と云ひハ兼て貯の金を畑一埋りハ相違なりと思ひ親父の死後亦至り兄弟力を合せて其田地も葡萄の畑も隅々亦至るまで鋤きかへたを一錢の金をも堀出さざりて一時ハ大氣を落したるも斯く地面を鋤きかへたる小由り其年の作物ハ格別ハ實り秋の收納亦至てこれを見れば眞は寶物を堀出せしハ異あらずと

③ けれん魔法を使ふ事

往古の窮理家ハ其の書ハ云く伊太里國の或る村ハけれんと以ハ百姓の此百姓の耕ハる所の田畑ハ作物常々より實り遠方より見ても鄰の畑より界を分けて立派なま同村の百姓共これを怪えて口々ハ云ひけるハ我々共の田地ハ斯く不作なるハけれん魔法の作物ハ限るや實るべき理ハ何れも彼が魔法を使ふ所為なりと此の捨置くやとてこれを捕へて裁判所へ引出たり

裁判所の役人ハ云く「ハ向て罪を責め其申開を為さば」と云ひけり「ハけり」ハ畏りて筋骨逞しき娘の子一人と農業不用の鋤一揃と牛一疋と役人の前ハ差出して「ふよハ此娘ハ畑の草を取り桑ハ作物ハ肥しを施し親子力

べんおやのみんふらんきせんハ北亞米利加洲きたあめりかしゅう不ふまんとん
 の職燭屋の子あり其父貧窮そのちひんきゆうにして其子を活字版摺かつじばんずり職人
 とふせうふらんきせんハ讀書を好このむし得る所の金かねゆき巴は尽
 く費つひして書物を買かひふ程のことふまども唯書物ただかきもの不耽あきらむのそ
 ちからむ其活版の職そのかつかはんのしやくも亦よく中精ちゆうしやう平生の活計かつかい不儉約けんやくを
 守り徒ただ小月日を費つひせしことふ一年十七歳の時ひととせしちさいの時ひまでるひ
 や小行きけい免いるといふ人と共とも又活字版の業かつかはんのわざを開ひらけり固
 りい非凡ひはんの才子さいしおて其勉強そのべんきやうも一通ひととほであらざり八年ハ若わし
 と難たがむもしく文ぶんを綴つづり人を驚おどかす程ほどの名文なぶんを作つくることあり
 或ある時ときひまでるひやの奉行ぶぎやうふらんきせんの書かき手紙てがみを

見て其文章そのぶんしょう不感服かんぷく態々たいざい同人の依宿よじやく不行ふぎやうて自みづからこれを
 迎むかへ私宅ししやくへ案内あんないせしことありといふ○其後そのごふらんきり
 んハ英吉利いぎりぎの都みやころんどんの渡りわたりあるる活版局かつかばんきょくヲ行ゆて其職
 を勉つとめめて同局の職人どうきょくのしやくじんハ時々ときどき金を費つひして酒さけを飲のみ其心そのこころを乱
 ることありまどもふらんきせんハ一滴ひとつぽの酒さけをも口くち不付つけざ
 るまバ氣分きぶんハいつも爽さわかしくて身体からだも強たかく貯たくの金かねハ人ひとよりも
 多おほし年二十歳としにじゅうさいの時ときろんどんのよりひれでるひやへ歸かへり復また彼
 の事ことんたると共とも活版の仕事を始はじめて益業えきぎやうを勉つとめめて懈あきらむま毎
 日まいにち様々の仕事わざ不氣きを配くわり其傍そのかたわら一枚まいまいの活版かつかばんを植うへざるこ
 とふし世よ上の人もふらんきせんが正ただしくして業わざを勉つとめめ何

事を頼ても間違なく思ひます。不埒明くを悦で頗る不注文
 する者多く家業益繁昌せり。これより「ふらんきまん」ハ新聞
 紙の出版を始め其文章妙を尽して人を悦びしめ「天下第一般
 小流行して利潤を得ること少あらずとせされども「ふらんき
 まん」ハ錢のため外行状を残かして粗服を着て儉約を守り
 外見を憚ることあり。時としてハ新聞紙不用紙の俵を車
 小積り自からこきを押して市中を往來する様を見たる者も
 「何新聞紙の出版も既ハ繁昌一次で又文房具の商賣を始
 め志願する人と會社を結て多く書物を集め「ふうやちや」
 どのるよあつとて表題せる書を毎年一冊づつ出版せり。此

書ハ多く人の心得とあるべき事を記せる名文不て大ハ世
 間不益を為せり。○「ふらんきまん」ハ斯く仕事を勉め數年の
 間片時も暇ありと雖ども亦一身の徳義を脩ることを懈ら
 ず年三十歳の時不至都下の人望を得て會議所の書記官
 命ぜらる。翌年ハ又立身して飛脚役所の掛とあり才徳
 身不不足ありと雖ども尚世の人のため不益を為すを以て
 已ダ後前と思ひ窮理學の社中を結て少年を教ふ。大學校を
 開き火災請合の法を工夫する等凡そひきでるひや。於て
 市中一般の仕事を「ふらんきまん」の關をらざることあり
 里しといふ。火災請合の事ハ西洋旅
 案内の下巻に詳あり

其後ふらんきでんハ學術を勉強一千七百五十二年紙鳶を揚て夕立の雲より志まきとるの火花を引き電光と志まきとるとハ同トそのありとの事を發明一こきよりふらんきでんの高名世界中ハ鳴渡りひきでるひやの活版屋として歐羅巴洲亦ても其名を知らざる者不社友小幡氏所著の天變地異ニ年既ハ老成ハ及び北亞米利加之諸州其本國の英吉利と不和を起一數年の合戦ハ遂ニ亞米利加之獨立を成せしことり此騒動の時ハもふらんきでんハ亞米利加之謀主とありて其功少カからむ亞米利加新政府の使者と為りて佛蘭西ハ行き國王ハ拜謁して援兵を求めしとて談判の賤一からざるハ固より云ふ通もかく都て其行状手輕小して沈著一博く物事を知りて明辨流りカ如く學者の才もりり國を治るの徳義も備り其高名を聞き其容貌を見てこそ小心醉せざる者不カ當時佛蘭西の人こそを評して云く真人新世界より來りて其靈を顯てると

新世界とハ亞米利加を

古書ニ云く事を勉る者ハ王の前ハ立べしとふらんきでんかどの事を以ひしものかふん往古東方の諸國ハ於てハ王の前ハ立つを以て上りまき人の面目とあせり今ふらんきでんの由来を尋り小身ハ蠟燭屋の家ハ生れしと雖ども其

事を勉むるのゆへを以て一生の間家を富し譽を興ふ
千萬人の上小擢んでたるハ所謂王の前小立つの面目を得
たる者と云ふべし

古今の英雄世の爲小功を立てし者も世の人ときを見
て其功を立てし所以の方便を知らんと欲するハ人情の常
かり今ふらんきせんの功を立てし方便を聞きんと欲する
者何トバ同人の書遺せし文章を尤小記してこそ小答ふべ
し即ちふらんきせんの遺文小云く富を得る道の易く平ふ
るハ市は行く道の如し唯二言を以てこそを盡せし勸を儉
約とあり時を費さ勿も金を費さ勿も此二の者を巧小用べ

しまたらきとけんやくとを棄るべき事ありまたら
きとけんやくと成守せバ成らざる事あり少年の男子既小
またらきて且けんやくあらバ此外小富を助成さむのハ綿
密と正直の二箇条あり勉強ハ恰も幸福を生む母の如し失
ハ萬物を人小興へざりてまたらき小興ふるものあり今日
と云ふ其今日の内よまたらくべし明日の故障ハ測るべか
らざら汝も一人の家来とありてその主人より小かけ者として
叱らるるハこれ小赤面せざるやまもバ今汝ハ人の家来小
何らざりて自身の主人あり自からその懈るを咎て自から
こそ小赤面せざるべからざ

④風阿茶土が諺の事

ふらんきせんの文

今政府より國中の人小命を下だして人々の毎日働く時の
間を十小分ち其一か丈けの時を運上として政府のため小
働かしてむること何とバ必だこれに苛き政府と云ふんさま
ども人の不精ハ政府よりも尚苛きもの小て運上を取立る
こと政府よりも尚重し不精の甚だしきハ病を招て人の命
をも短くする

里茶土が諺小云く不精ハ猶錆の如く錆て腐るるハ摩て
耗るるも速し○朝夕小手摩る鍵ハ光りつ
又云く存する時こそ人の命も命おしくバ時を棄る

か

さまバ人の眠小時を費まも或ハ度小過ること何らん里茶
土が諺尤の如くこを忘る勿也

朝寐する狐ハ鳥よりつらば

又云くぬおたくバ飽くまをぬおを棺の中

又云く光陰果して無上の寶ある乎若し夫を然らバこれ

を費まハ無上の奢あり○光陰一度去て復と返らば○十

分と思ひ一時も其實の事小當りバ必だ足らざるものか

せされバ起て事を為せよよく其目途を立てて事を為さ

べし一心一向小事を為せば其事よく成て混雑ふし勉

何事も易く勉めざも何事も難し
 ○朝寐して終日事
 の跡を追ひ夜路走して追付もせど
 ○貧乏の走らばいつ
 も速くして不精の歩追付もせど
 ○仕事をハ追て仕事ハ
 追もるゝあ
 ○早く寐ね早く起き
 巴智恵を増し身ハ健小
 家ハ繁昌

よき時節を願ひよれ時運を待つとハ何事あるや其意味解
 難し居ながら時節を待んよる已ガ働を以てよれ時節を
 造る小若くば

里茶土ガ諺云く我身小て我身の為ハ働くを誰小向て
 何を願むん
 ○徒々時運を待て暮して
 飢の境も近寄小

苦しよざも巴樂を得む我を助る者ハ唯左右の手の人々
 必だ田地を持つべき小も何れも或ハ田地何るも其運上甚
 だ高し

里茶土ガ諺云く身小職業の覺つるハ田地を持つ小異
 ちからを商賣の道小明あるハ名利の泉を得る者と以ふべ

然るも虽ども職業の覺つてこれを勉めば高賣の道を知
 てこそを行はざれば其田地も其名利の泉も身の運上を拂
 ふ小足らば
 身の運上とハ不人としてよく其事を勉むバ飢

寒小迫らるるの患あり

里茶土の諺小云く飢ハよく稼の門を窺へど闕を越て内

小這入らざ

家又寶物らざるも他人の遺物を受けざるも何ぞこを患

小足らん

里茶土の諺小云く勉強ハ恰も幸を生む母の如く天ハ萬

物を人小與へざして働小與ふる者あり

又云く人の寐る其間小深く耕して多く作して多く收め

よ

又云く今日といふ其今日の日小働して今日の仕事を明日

小延まか

又云くめりやまをこめて道具を扱ふ小袋の楯ハ鼠と

得ぞ

或ハ仕事多くして力小餘ること小あらんされども一心一

向小こを勉むバ其績ハ甚々大なるをのあり

里茶土の諺小云く滴も絶えぬバ石小穴を穿け

或人問て云く君の説の如くふらむ人たる者ハ寸暇を得べ

からむやと余こを小答ふる小里茶土の諺を以てまること

尤の如く

君若く閑暇を得んとからバ君が月日を空しく費す勿

○一刻の未来の程も測らざる如何で一時を徒ら暮さん
○閑小して居られぬ事

佛蘭西のむまたいふといへる獄屋小七年の間押込めらるる
者り朝夕為まづき用事おけき退屈の餘小所持せる
五六本の針を部屋の内小蔭散らし又出を捨ふて様々の
状小並べ又揃集めてハ又散らしふどして七年の月日を送
たり後出牢せしに其事を友達小話していへる小ハ七
年の間この用事おくりせば必だ正氣を失ふて狂小もあり
一答あふんと

將軍をびのらの事

西班牙の將軍をびのらなる者り悉らといふ人小尋ふ小君
の弟ハ如何して死おせしやとゆりけきバ彼小ハ為らまき
仕事おく閑小過て遂小命を失ひしふてとの答小をびのら
ハ歎息して云くさも何らん閑暇無為の力ハ鬼武者を殺さ
不足せりと

第五章自から其身を勤かし自から其身を頼る一身の獨を謀る事

凡そ人たる者其身の活計を立て隨て世の開化を助成さん
小ハ其方便を銘々の身小求めざるべからば是即ち天の命
をる所あり他人を頼小して己ガ衣食を求えんとまらハ天

道の旨小ならず故小此衣食を求めんが為小ハ自から其身
を動かして働うざるべからざる如くもまきバ慥小其活計
を立て其樂を受くべきふもどり人頼の活計ハ甚だ覺束ふ
き者あり

故小少年の者ハ稚き時より心搦て成る夫れ他人の世話小
あらざして自分の用を達すべし先づ自か小て衣服を着か
がへ自か小て食物を食ひおろく母の手を借らさ又下女下
男の世話よあるべからざる兼て又讀書算用を稽古して次第
小博く物事を見聞し問もふく世間並の一人と為りて自か
ら其身を養ふべき覺悟を設けざるべからざる故小學問の時

節を誤らざして藝術職業又ハ商賣の道を執行し生涯の渡
世の用意を為し置くべし少年の輩よく自から其身を動か
し自分の働を頼で活計を為すときハ世上の人ハこれを愛
しこれを貴むべし人々働くべき手を持ち思案すべき心を
具へふばら鄰人の働くを見て自から不精を構へ僅らの
骨折りて得やまれば樂をも自から求るを知らざして空しく
他人の憐を仰ぐハ男子の耻づべき振舞といふべし

①力の神と御者との事 寓言

性質卑怯なる御者より車小荷物を載て狭き路を走ると
其車の輪ぬき泥の中小陷り馬の力小てこを引出すこ

と能く御者ハ途方小暮も大音揚て力の神を念トへるく
我を助け給へと呼らうけきバ不思議ある物糸一片の
黒雲天降して神体を顕し命ぜらるけるハ見苦しき奴ら
何故ハ斯く平伏するや早くも起て馬小鞭て汝の肩を入
きて車の輪を押せ是即ち汝を助る神力ありと

③ 麥畑の雲雀の事 寓言

卯月の天氣暖ある麥の畑小巢をかけた雛子を養ふ雲雀の
餌を求め小出る時其雛子へ留主中の事小よく氣を付け
よとて云付け置き日暮小巢小歸りしバ雛子の云へる小
今日ハ畑の主人来て其鄰の人へ此麥を刈取らんことを頼

居たりと告げきバ親鳥ハ心よぶ恐る小足らむとて驚く
氣色もふく翌日も亦餌を求め小出掛け小其日暮雛子の
云へる小ハ今日も畑の主人来て其懇意の人へ麥刈を頼
居たりと告ぐきとも親鳥ハ尚も驚るを隣の人へ頼むとも
懇意の人小頼むとも更小氣遣ふけきバ安心せよとて其翌
日も例の如く餌の詮義小出掛け日暮小歸りけきバ雛子の
云へる小今日ハ主人親子小てらう小来を明朝小親子二
人小て此麥を刈取らんとの話ありと云けきバ親鳥ハ始
て驚きさきバ我等も覺悟すべき時跡あり隣の人ヤ懇意の
者を頼むおどのきむらひてハ恐る小足らむきとも自か

ら自分の仕事を為さんとつづてハ必む其言葉ハ相違り
すとして即日ハ麥畑を立退しといふ

② 貴族ろべるとの事

千七百二十二年蘇格蘭の北の方ハ古来名家と唱ふる貴族
あるるべるとする者有り年十九歳ハ不幸ハ遇ひ貧窮
甚だしくして貴族の家を立ること能く其時世上の風俗
ハ從へバ貴族の身分ハ斯く困窮ハ及ぶときハ親類朋友
の紹介とある状又ハ政府の扶助を蒙るべき筈なれども
べるとハこきを好まざ何となく自分獨立の活計を為さ
んと決定したるさまども固より貴族の家ハ生れず者ハ

職業の覺も知らざせません方かくつらく自分の働を顧る
ハ兵卒の役あらば其身ハ叶ふべしと思ひ乃ち騎兵隊ハ
て平の兵士と為り
或る日ろべるとハ屯所の番兵と為て門の立番を勤居た
るに如へ或る貴人屯所の隊長へ用事つづて門を這入た
ども折節隊長の許ハ客來有りハ由り門際ハ差扣へて
待合せる間ハ立番の兵卒と四方八方の話しをる次ハ其生
國姓名を聞けば約もあき貴族ろべるとありやがて彼の貴
人ハ案内を受け隊長ハ面會して云ひけるハ君の御威光ハ
洪大なる者ハ歴々の貴族を以て門番ハ召使ひ給へるこ

と諸國の帝王もて身不叶とざる面目ありとて事の次第
 を告げしは隊長ハ大ニ驚き早速彼の門番を呼て尋る其
 身ハ心よく貴族ろべると不相違なきや若しさも何れハ世
 不隠もたれ重き身分斯る賤しき兵卒の勤を為し給ふハ何
 故あるやと何れけしはるべるとハ禮義を正し御尋の通を
 余が舊の身ハ貴族なきども不幸にして一錢の貯なきハ
 至親類朋友も夥多しきども或ハ余が困窮を救ふ力あ
 きもの何れ或ハ其力あるも其志なきの何れはさきハ斯る
 者共へ寄繼て朝夕の烟を揚げんより自から身の位を忘
 れて假令ハ卑きも耻りしからぬ勤を為さこそ本意なきと

思ひ兵卒の奉公を求たるありと述りしハ隊長も且驚き且
 彌歎し其獨立の氣象ハ心酔してこ唯ふらぬ人物とて取
 敢む其日の當番を免し馳走を設けて共ハ飲食し自から筆
 子の衣裳を出して何れも不も氣不叶し一品を撰ひ給へ
 懇小饗應せどもろべるとハこれを辞退し兵卒の勤み出る
 以前不用し古衣は是ハ斯る美服ハ先づ不用品ありとて唯
 其厚き志を謝するのそ其後隊長ハ益ろべるとハ心を拭け
 こを推舉して騎兵の頭任ぜし隊長ハ一人の女子以
 して學問所ハ寄宿し最早其執行も成らんとする時あり或
 日隊長ろべると共ハ此學問所ハ行て愛女を尋ねし

童蒙教草

卷の二

ろべるとも始てこま小面會して互不知る人とあり月日を
 重ねる小従ひ其交次第小親しくある様子ふれハ隊長の
 思ふも我女子ハ相應の身代も有りて貴族の人小嫁ると
 も差支の筋有く又彼のろべるとハ給料をも得ることある
 ハ兩人夫婦と為りて活計を立るふ十かあるべしとて乃ち
 其意を兩人小告げ双方共小異存も有く婚禮の儀式首尾
 小整ふて夫婦睦トき一家を興せり其後二人の間小女子一
 人を設け成長の後ろるどねるぶまの妻とあり夥多子供を
 生て何れも高位高官小昇まり

② 行けと来るとの違の事

英吉利の「耕」といふ處小一人の大百姓有り所持の田地を
 耕して毎年二百「ポンド」名あり我四六二歩半りは当るづ
 の利徳あるもども家の借財次第小増して返済の方便有く遂
 小其田地半分を賣拂ひ半分ハ二十一年の期限小て小前の
 百姓小貸したる斯く月日を送る間小ちや其期限も満ると
 する時小至り地借の百姓例年の地代を持来りて序なき
 此田地も永代賣拂ふてハ如何哉と談ぜ小地主ハこれを
 怪し其許ふて地面を所望せらる哉といひけきハ如何小
 も左様有り差支なくハ蔡小て買請たきものありと有り地
 主ハ大驚き蔡ハ此田地の二倍丈けを自分小支配して固

より我地面をば地代をも拂てざりし家の暮向立行り
 然る小今其許ハ其半分を借りて地代をも拂ひ僅小二十
 年半りの間ふも其田地を買請る程の身代とありしハ實
 小不思議なる相違ありやと尋けしバ地借ハ笑を合し此
 相違ハ二の言葉小由て出来るあり即ち君ハ行けといひ我
 ハ来まると云ふの事と答ふまども地主ハ其意を受取らむ
 如何なる訳ありやと再び尋きバ地借の云く君ハ毎朝日
 高くして眠り或ハ慰小耽りて自分の事を為さ小他人を使
 ひ唯行けくと云へて我ハ早く起て自れも我事を為し他人
 小先ちて来まくと云ふの事

第六章狼狽ざる事

人ハ危小近づく可らむ自から來て危小近づく者ハ愚人
 されども若し危き事小出逢ふこと何程用心するとも生涯の
 を慥小して静小覺悟を為さべし何程用心するとも生涯の
 間危き事小出逢ふまとの言誥ハ出来ぬものなり衣服小
 火の付くこと何れ家より火を出さること何れ水小落ちて溺
 る者何れ馬車小乗て怪我を為る者何れ時の機小由てハ
 命をも失ふべきまもども其危き時小差掛りて心を用ひ平氣
 小ありて覺悟を為せば大怪我を遁き免すべき命をも救ひ
 得べし

危き場合は差臨と人の覺悟不由てハ隨分道るべき路なき
 小つらざるも或ハ一時の驚小途方を失ふて何事をも為し
 得むこもが為其災害ハまきく募りて遂小身を傷ひ命を失
 ふ者少おからざる都て危難小出逢ふことつらバ其驗小心を
 取失むて静小身構を為しきまどれ処を遁るべしこも
 人を膽力といふ尊むべき徳あり
 譬へバ衣服又火の付て燃ることつらバ走て人の助を求む
 べからざ立て走むバ其火ハ益燃立ち遂小身を焼く小至
 るべき故小早く横小倒もて轉るを佳とま火の勢を防ぐ
 べし或ハ手近くばらんけとあどつらバこも小身を纏ひ直

小火を消すべし
 火事場の家小烟満たる中を通る小立て行くべから息
 を留て倒るることつら煙の中を通行する小ハ手近小て這
 ぶべし呼吸する小よけ空氣ハ低き処小在る故あり
 水小落て泳の術を知らざる者ハ成丈け静小して身を動
 せこと方息を吸ふて肺の臟をふくらし唯口をぬを水
 の上小出さんとま心持小するべし斯くまれば人の体ハ
 水より少しく輕きゆへ必む上小浮むものあり若し然らば
 一て一時の驚小心を取失ひ妄小身悶むるときハ必む水底
 小沈て命を失ふべし

馬車に乗て又其馬の荒れて驛いたまことゆつぱ遠く車
 より飛出たべわ物静不落付き如何をべーやと分別を
 る内ふハ大抵馬ハ自初を止るものなり然るときハ固より
 怪我の患なり或ハ時の模様不由て是非とも車を出で去
 て叶わざることゆつぱ車の後の方へ静不飛ぶべー其次弟
 ハ車に乗て走るときハ車の中の人ハ体も自初前不進
 む勢を得るものなれば車より飛て足が地不付く逆も其勢
 不斐ることなく我心を以て我身を制すべわ故不今車
 の後の方へ飛下るときハ前不進ふんとする勢不逆ふて
 地不倒すことなれを得べけ色バあり

① 火事の時ふ二人の婦人心得方の異なる事

或る家の婦人二階又臥し火事の騒不目を覺す見まハ烟
 ハより其部屋不入来より階を上り三階又寐たる子供を窓
 より出まべき筈ある不狼狽の餘を取るものも取敢て我子
 供をも打忘めて階を下り獨り往來不駈出して其家を顧
 ハ既不火中の烟とあやうてこれ不迫なくを得ざ子を思ふて
 心を傷まむるも其甲斐ありしといふ
 又一人の婦人より火事の響不驚き見まハ火焰ハ既不階子
 の下不及べる様あり主人ハ遠て戸を開かんとせし不こ
 を押止め戸を明けふハ入込む烟不堪ざらんとて物静は工

夫を運らし次の間ニ寐たる小供と下女とを起し夜具を
 らんけつをからげ二階の窓より先づ下女を釣卸し次小
 供を一人づつ卸して下より下女小受取らせ其後おて主人
 夫婦も窓より下り家内一同無難小其場を立退て間もふく
 家ハ燒落たり

○麥刈る百姓怪我せし事

人の体の脉ハ動脈と静脈とて二様小區別し動脈の本ハ心
 の臓より出で血を送出し小枝小分りて体の内外隅々ま
 ても行直り静脈の小枝の端ニつながらりて其血を移し又本
 の心の臓へ血を送返す仕裁小為りり譬へ心動脈ハ血の往

路静脈ハ血の歸路なり心臓ハ血の溜りこみふべし故
 小誤て動脈を切ることゆをバ水道の樋を切らると同く誤
 して夥多しく血を吹出しとを止るとと甚難し何れ小
 も其切口と心の臓との間小通ふ血の道を塞ぐりり外小方
 便なり

或る百姓鎌もて畑の麥を刈て誤て動脈を切り恐るしく出
 血せし小傍の人ハこ色を見て途方小暮を老若男女彼方小
 行き此方小来り或ハ唯忙然として立居たるもゆりこのま
 ま捨置き不バ血も出尽しけ怪我人ハ忽ち死すべき筈なり
 小機轉きたる娘の子一人りりて己が足袋の紐を解き其

疵口の上方を堅く縛りて失血を止め置き其間小醫者の手
當りて命を救ひたりといふ 彼邦の足袋の紐ハ長くして
脚の如くを結ぶやうにせり

④ 黒き種物の事

千七百年の時代英吉利王第二世^{ジョージ二世}の御代同國^{イギリス}に
んぼるふといふ知小茶砂糖其外種物など高ふ^{高貴}ちあるとい
ふ町人^{町人}有りて住居の下小穴蔵を設け夥多しく高賣の品物
を貯へて或日下女を呼び穴蔵へ入て石鹼を出し来れと云
付けを^{付け}下女ハ手籠を携へ蠟燭を燈して^{燈して}此方小手燭あき
すく小裸火をもて^{もて}裁小入て石鹼を籠小移せり^{移せり}此蠟燭の置
知小困りて傍を見る小口を開きたる袋小黒き種物と思

きりの^{きり}の^のゆ^ゆ名^名が^が中^中へ^へ蠟燭^{蠟燭}を^をさ^さし^して^て手燭臺^{手燭臺}の^の代^代と^とな^なり^り
用事^{用事}終^終り^りて^て穴蔵^{穴蔵}の^の階子^{階子}を^を上^上ると^と此^此兩^兩手^手共^共ふ^ふさ^さが^がり^りた^たと^とい^いふ^ふ
蠟燭^{蠟燭}を^をバ^バ其^其ま^ま置^置て^て裁^裁より^{より}出^出て^て来^来せ^せり^り主人^{主人}ハ^ハこ^こを^を見^見て^て
彼の^{彼の}蠟燭^{蠟燭}ハ^ハ何^何如^如へ^へ置^置き^き一^一や^やと^と尋^尋を^をバ^バ下^下女^女ハ^ハ何^何心^心か^かく^く石^石鹼^鹼
の^の此^此方^方小^小柄^柄る^る黒^黒き^き種^種物^物の^の中^中へ^へ立^立置^置たり^りとい^いふ^ふ又^又主人^{主人}ハ^ハ打^打
驚^驚き^き其^其黒^黒き^き種^種物^物と^とハ^ハ焰^焰燭^燭あり^り一^一点^点の^の火^火の^の粉^粉落^落ち^ちバ^バ此^此家^家を^を
焼^焼拂^拂ふ^ふて^て家^家内^内の^の人^人ハ^ハ一^一時^時の^の煙^煙と^とあ^あら^らん^ん假^假令^令ひ^ひさ^さか^かく^くも^も暫^暫
時^時の^の間^間小^小蠟^蠟燭^燭の^の火^火ハ^ハ焰^焰燭^燭小^小燃^燃下^下る^るべ^べ一^一外^外小^小逃^逃去^去ら^らん^んと^とい^いふ^ふ
と^とバ^バ家^家を^を焼^焼き^き家^家財^財を^を失^失ふ^ふこ^こと^と疑^疑ひ^ひり^りて^て穴蔵^{穴蔵}小^小這^這入^入て^て蠟^蠟燭^燭
を^を消^消さん^んと^とい^いふ^ふ己^己グ^グ一^一命^命を^を失^失ふ^ふ程^程も^も計^計ら^らせ^せと^とや^やせん

かくと分別を定る暇も瞬く間決断もやき主人の膽力完蔵
 の階子を下に見せバ蠟燭の火ハ耀きて今ふも焰焔又燃付
 んとまゝ有様かまども更ふ睽る氣色あく尚も思案を運ら
 しけるハ今こそふ走寄らバ風を起して火花を落すことり
 ゐらんと急ぐ心を押鎮め静又袋の側ふ近づき身を屈て両
 手を差出し水を掬ふが如く手をくねりて蠟燭の火の下よ
 りとくひ取り一点の火の粉をも落さむして遂に大難を遁
 せり

此ぢわるが袋の口をも結をむして焰焔を外に出し置きた
 るハ甚だ不束かまども元來氣力造ふる人物下もハ斯る大
 難を救ひ其後高賣も次第ふ繁昌して地面ふと多く買入る
 子孫今ふ至るよりで其家を相續せり

童蒙をく草卷の一終

童蒙教草

卷の一

